

かわら版 16 稿 「アリモニー（扶養料）の取り決めについて」

アリモニー（Alimony）とは、夫婦の一方が、離婚後のもう一方の生活費をサポートするために一定期間支払われるもので、日本にはないシステムです。アリモニーはあくまで所得が低い方の元妻(夫)が今までと同程度の生活ができるように支払われるものであり、子のために支払われる養育費とは区別されます。たとえば、結婚前に働いていた方が結婚を機に専業主婦(夫)となった場合に、離婚後に再び働き始め自活できるようになるまで一方がアリモニーを支払う、といったケースがイメージしやすいと思います。ただ、アリモニーを認めるか、支払う額や期間は、婚姻中の生活費の額や収入、受け取る側の労働能力、婚姻期間の長さ等によりケースバイケースです。今号ではこのアリモニーの取り決めについて、マサチューセッツ州の州法をもとに取り上げたいと思います（州により違いますので、他州の場合は該当する州法をご確認ください）。

アリモニーはどちらかの配偶者あるいは双方が離婚の時にリクエストすることができます。もし離婚判定がアリモニーについて全く触れていない場合は、離婚後いつでもアリモニーの申し立てを一度することができます。そしてのちには変更の手続きを取ることができます。

アリモニーの種類：マサチューセッツ州のアリモニーには大きく以下の4つの種類があります。

- 1) 一般的なアリモニー：経済的に元配偶者に頼っている一方への定期的な金銭供与。この扶養料の支払いの長さは結婚の長さによる。また婚姻前の経済的支援や関係の長さも考慮される。
- 2) リハビリテーション・アリモニー：経済的な自立をするために、教育や就労研修を受ける必要がある元配偶者への支払い。最長5年。
- 3) 払い戻しアリモニー：配偶者が教育や就労研修を受けるために支えてきた元配偶者のための支払いで、一時金あるいは数か月の支払い。
- 4) 転換期のアリモニー：5年以内の結婚で離婚の後の新しい人生あるいは新しい場所での生活を落ち着かせるための一時金あるいは数か月の支払い

アリモニーの期間：

一般的なアリモニー（上記1）では婚姻期間が長ければアリモニーを受け取る期間も長くなります。例えば、20年間以上結婚をしていれば、裁判所は半永久的なアリモニーを認めます。ただし実際は支払っている配偶者がリタイアの年に達するまでが一般的で、マサチューセッツ州の場合は65才までです。20年に達していなければ、婚姻期間に合わせてアリモニーを受け取ることのできる年月が決まります。

- ◆ 結婚が5年以下の場合：婚姻期間の半分以下になります。60か月結婚していれば30カ月までアリモニーを受ける可能性があります。
- ◆ 結婚が10年以下の場合：婚姻期間の60%以内になります

- ◆ 結婚 15 年以下の場合：婚姻期間の 70%までとなります
- ◆ 結婚 20 年以下の場合：婚姻期間の 80%までとなります
- ◆ 結婚 20 年以上の場合：裁判官が適切と考える期間与えられます

アリモニーを決定する際に裁判所に考慮される条件：

- ◆ 各配偶者の収入、技術、就労機会
- ◆ 各配偶者の現在の負債や将来の必要性
- ◆ 各配偶者の年齢と健康
- ◆ 現在の生活レベル
- ◆ 子供の現在と将来のニーズ
- ◆ 婚姻中の行い、例えば浮気や虐待やネグレクトにより配偶者が独立するのが難しい状況にある場合
など

実際の支払い額は各配偶者の収入をもとに計算されるため、毎月の収入や退職金、年金貯蓄からの利子も加味されます。ただし既に財産分与した資産からの利子などは含まれません。額は一般的に受け取る方の配偶者の必要予算を越えることはなく、支払者の収入のある一定のパーセンテージ内（一般的に 30-35%）とされます。しかし裁判官は必要に応じてそれ以上の裁量を下す権限があります。例えば離婚までの間の相手の健康保険を払い続ける、離婚後も生命保険に加入する、ことなどを命令することもあります。

アリモニーの変更：

もしアリモニーを変更したい場合は、就業の変更や他の州への引っ越し、相手の死亡や再婚などの経済的あるいは状況の変更を示したものを裁判所に提出します。また 2012 年にマサチューセッツ州のアリモニーに関する法律が変更されていますので、それ以前に判決を受けた方は弁護士に問い合わせてみることも一案です。

アリモニーの終了：

- ◆ どちらかの配偶者が死去した場合
- ◆ アリモニーを受け取っている配偶者が再婚し経済的に支援が得られるようになった場合。もし 3 か月以上新しいパートナーと同居した場合は、減額か終了となる。
- ◆ 支払っている配偶者がリタイアした場合。しかし裁判官がその後も、と認める場合もある。
- ◆ 物質的な状況が、離婚後変わった場合

先号でお伝えした養育費とこのアリモニーは離婚後の生活費となっていくため、家庭法が専門の弁護士にしっかりと相談していくことをお勧めします。

(JB Line/渡邊)